

(仮称) 山口県央消防指令センターシステム調達支援業務委託に係る公募型
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、(仮称) 山口県央消防指令センターシステム調達支援業務に係る受託者を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

(仮称) 山口県央消防指令センターシステム調達支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「(仮称) 山口県央消防指令センターシステム調達支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 業務の実施場所

山口市、萩市及び防府市

(5) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(6) 提案上限額

金15,900,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※提案上限額は、契約時の予定を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。

なお、提案金額を超えて提案を行った場合は失格とする。

(7) 所管課

山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告日において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 令和3年度における山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分59「業務委託（コンピューターサービス）」のコード01「システムの設計・開発」の営業種目で登録されていること。

なお、参加表明時点において同資格を有していない場合においても、令和3年10

月15日（金）までに申請し、令和3年11月1日（月）時点で登録される者についてはこの限りでない。

- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和3年10月29日）から受託候補者の特定の日までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 過去10年間に元請として完成・引渡し完了した、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上の実施設計又は同種業務の履行実績を有する者であること。

4 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公表	令和3年10月12日（火）
参加意向申出書提出	令和3年10月12日（火）～ 令和3年10月29日（金）
質問の受付	令和3年10月12日（火）～ 令和3年10月15日（金）
質問に対する回答	令和3年10月18日（月）～ 令和3年10月22日（金）
企画提案書の受付	令和3年11月15日（月）～ 令和3年11月24日（水）
プレゼンテーション日程通知	令和3年12月上旬
プレゼンテーション開催	令和3年12月21日（火）
選定結果通知	令和4年1月上旬
契約締結	令和4年1月下旬

※各実施日については、事務の都合により変更する場合がある。

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
 - ア 参加意向申出書（様式第1号）・・・1部
 - イ 3(5)の履行実績が確認できる書類（任意様式）・・・1部
- (2) 提出期限
令和3年10月29日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送（提出期限内必着）
持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付すること。

(4) 提出先

山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

〒753-0089 山口県山口市亀山町2番1号

(5) 参加資格の通知

参加意向申出者については、その参加資格を確認し、令和3年11月12日（金）までに参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合には、次のとおり提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、提案書等の作成及び業務実施に関するものに限る。

(1) 質問提出の方法

ア 提出書類：質問書（様式第3号）

イ 提出期限：令和3年10月15日（金）午後5時まで

ウ 提出方法：電子メール（提出期限内必着）

エ 提出先：山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

E-mail: shirei@119ymg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和3年10月22日（金）までに本市の公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）で公表する。ただし、簡易な質問については、ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 業務実施工程表（任意様式）

オ 予定技術者の経歴等（任意様式）※配置予定技術者全員分

カ 同種関係業務履行実績書（任意様式）※直近の実績を最大10以内で記載

キ 会社概要（任意様式）※パンフレット等でも可

ク 費用見積書（任意様式）

※山口市長宛て。業務内容及び人件費等の内訳明細を記載

ケ 9(6)「(仮称)山口県央消防指令センターシステム構築監理業務」に係る見積予定額（任意様式）

コ 誓約書（様式第7号）

(2) 提案内容

別紙「(仮称) 山口県消防指令センターシステム調達支援業務委託提案書評価基準」を踏まえた内容とすること。

(3) 書類作成上の注意事項

ア 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ 様式として、1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。

エ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

オ 提出書類一式を7(1)ア～コの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部、電子データ（PDFデータを保存したCD-R等）3枚

(5) 提出期限

令和3年11月24日(水) 午後5時まで

(6) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付すること。

(7) 提出先

山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

〒753-0089 山口県山口市亀山町2番1号

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 事業者の選定

プレゼンテーション及びヒアリングは、以下の方法により実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時：令和3年12月21日（火） 午前10時から午後4時まで ※予定

イ 実施場所：山口総合支所 ※予定

山口県山口市亀山町2番1号

※時間及び会場等については、別途応募者に通知する。

ウ 実施時間：35分（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内）

※準備及び片付けの時間として前後に5分程度設ける。

エ 出席者：3名以内

※主担当技術者として配置を予定している者は、必ず出席すること。

オ 選定方法

別紙「(仮称) 山口県央消防指令センターシステム調達支援業務委託提案書評価基準」に基づき、山口市、萩市及び防府市の職員で構成する評価委員会が提案書等とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て受託候補者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

なお、応募者が6者を超える場合、評価委員会は提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする提案者をあらかじめ選定することができるものとする。

評価委員会は、提案上限額の範囲内で、発注者の求める最低水準（得点総計の6割）以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には同数の提案者の中から、多数決により選定する。

カ 審査結果通知

プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に、令和4年1月以降に結果通知書（様式第6号）により通知する。結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

キ 留意事項

説明は、提出した提案書等に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクター等を用いて行えるが、会場にはスクリーンのみ準備するため、その他の必要な機材は提案者が持参すること。

ク その他

参加者は感染予防対策として必ずマスク等を着用し、発熱等の体調不良のある者は参加しないこと。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書類審査に変更する場合がある。

(2) 評価結果の公表

最終的な評価結果は、受託候補者名及びその採点結果を本市の公式ウェブサイト (<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>) に公表する。

9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 本業務の委託料は完成払いとし、令和4年度に全額を支払い、前払いは行わないものとする。
- (4) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。
- (5) 契約締結後においても失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (6) 令和5、6年度に業務を予定している「(仮称)山口県消防指令センターシステム構築業務」において、プロポーザルの評価支援、契約支援及び施工管理を行う「(仮称)山口県消防指令センターシステム構築監理業務」については、本業務の履行により発注者の要求を熟知している本業務の受託者と随意契約することを前提とする。
ただし、本業務の履行状況によっては当該受託者以外の者と契約する場合がある。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、評価委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席又は遅刻した場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (8) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

11 留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

- (5) 提出書類に記載された配置予定技術者等の変更は、特別な理由があると認めた場合を除き原則として認めない。
- (6) 提案内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 採用された提案書等の著作権は、山口市に帰属する。
- (9) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (10) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (11) 提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合、その者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (12) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 その他

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については所管課が別に定める。

13 問合せ先

山口市消防本部通信指令課（消防指令センター準備室）

住 所：〒753-0089 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号：083-932-2623

FAX 番号：083-932-2607

E-mail : shirei@119ymg.jp

※受付は開庁日の午前8時30分から午後5時まで